

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者（以下「お客様」という。）と締結する賃貸借保証委託契約（以下「本契約」という。）の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(2)第16号 2017年12月21日登録	
本 社 所 在 地 及 び 連 絡 先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問 い 合 わ せ 窓 口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00～18:00	

2. 保証内容及び保証限度額

保 証 の 範 囲	保証対象物件の賃貸借契約（以下「原契約」という。）における家賃（賃料）、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第5条記載の内容となります。	
保 証 限 度 額	住居学生	月額賃料の24か月分相当額
	住 居	
	事業用	
	倉 庫	月額賃料の6か月分相当額
	トランクルーム	
	駐 車 場	月額賃料の12か月分相当額

3. 弁済に係る求償権行使

求 償 権 行 使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い（以下「代位弁済」という。）いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費 用	代位弁済 1 回につき保証事務手数料として2,970円（内消費税等270円）をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。		
	毎年プラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の50%(下限2万円)及び継続保証委託料:毎年13,000円
		事業用	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限4万円)及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
		倉庫	初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年月額賃料の10%(下限1万円)
		住居学生	初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年13,000円
	初回のみプラン	住居	初回保証委託料:月額賃料の120%(下限4万円)
		駐車場	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)
		トランクルーム	初回保証委託料:月額賃料の100%(下限1万円)
※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。			
保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡し日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合、または保証対象物件を対象とした新たな賃貸借契約を締結した場合には更新期間または新たな賃貸借契約の開始日から退去明渡し日まで保証します。		

5. 中途解約及び解除事由

中 途 解 約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が本契約の解約を賃貸人等に申し入れ、賃貸人が保証会社所定の書面にて承諾した場合は、保証会社はその申し入れに応じて保証を終了します。
解 除 事 由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告することなく直ちに本契約を解除することができます。 この場合、本契約を解除されたお客様は、解除によって保証会社に生じた損害を賠償します。 (1)本契約の各条項に違反し、保証会社が相当期間を定めてその是正を催告しても期間内に是正されない場合 (2)保証会社に対し、本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、それにより保証会社が誤認して本契約を締結した場合 (3)その他、前2項に準じる事由が生じた場合